

平成26年度

# 消費者行政の概要

成田市経済部商工課



## 目 次

<b>1. 組織及び事務分掌</b>	1
1) 機構図	1
2) 事務分掌	1
<b>2. 決算</b>	<b>2</b>
<b>3. 消費生活センター</b>	<b>3~8</b>
1) 概要	3
2) 消費生活相談事業	3~7
3) 啓発事業	8
<b>4. 消費生活モニター</b>	<b>9~11</b>
1) モニター制度	9
2) 平成26年度消費生活モニター活動状況	9~11
3) 平成26年度消費生活モニター名簿	11
<b>5. 消費生活啓発事業</b>	<b>12~17</b>
1) 消費生活展	12~13
2) 出前講座	16
3) 親子で学ぶ消費者講座	16
4) 消費者講座(一般向け)	17
<b>6. 計量適正化推進事業</b>	<b>18~19</b>
特定計量器定期検査(平成26年度実績)	18~19
<b>7. 製品安全4法等による立入検査</b>	<b>20</b>

### 参考資料

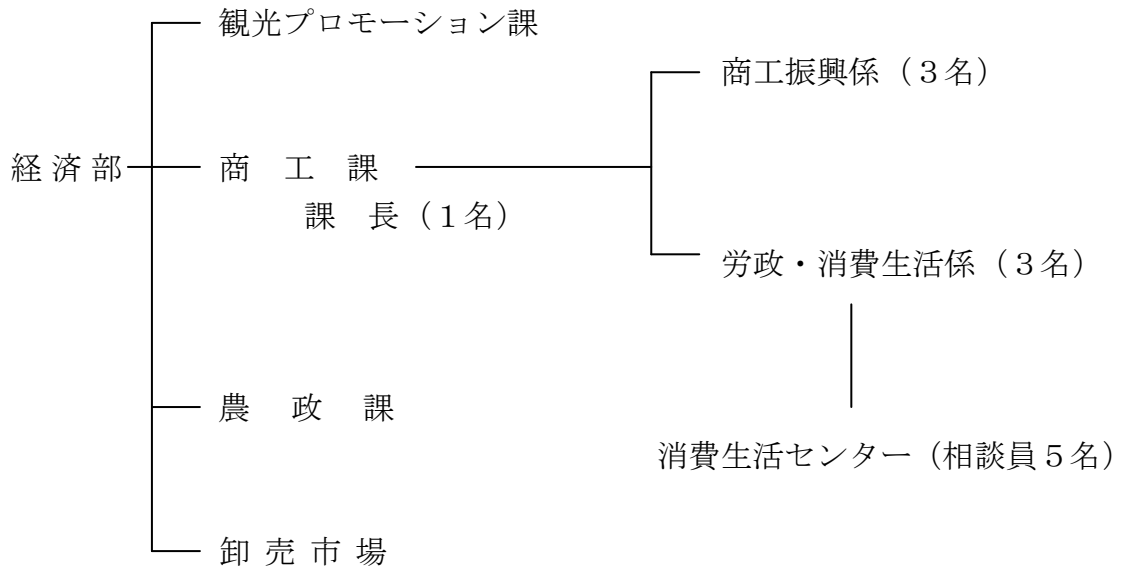
- ・季刊誌「消費生活」No.109~No.112
- ・広報なりた「消費生活相談Q&A」平成27年1月1日号~平成27年3月1日号
- ・成田市消費生活モニター設置規則
- ・成田市消費生活センターの設置及び運営に関する要領
- ・成田市消費生活相談員の設置等に関する要領





# 1. 組織及び事務分掌

## 1) 機構図



(平成27年3月31日現在)

## 2) 事務分掌 (消費生活関係)

- ・ 消費生活モニターに関すること
- ・ 消費生活センターに関すること
- ・ その他消費生活に関すること

## 2. 決算

消費生活

歳出

(単位：千円)

節	消費者行政推進費			説明
	25年度	26年度	比較	
報酬	6,560	7,189	629	消費生活相談員 消費生活モニター
報償費	181	140	△ 41	講師謝礼
旅費	249	250	1	一般旅費 特別旅費
需用費	958	1,015	57	消耗品費 印刷費
役務費	4	14	10	手数料 保険料
委託料	1,114	1,095	△ 19	消費生活展会場設営委託 バス運行委託
使用料及び 賃借料	14	21	7	有料道路通行料
負担金補助 及び交付金	224	224	0	
計	9,304	9,948	644	

### 3. 消費生活センター

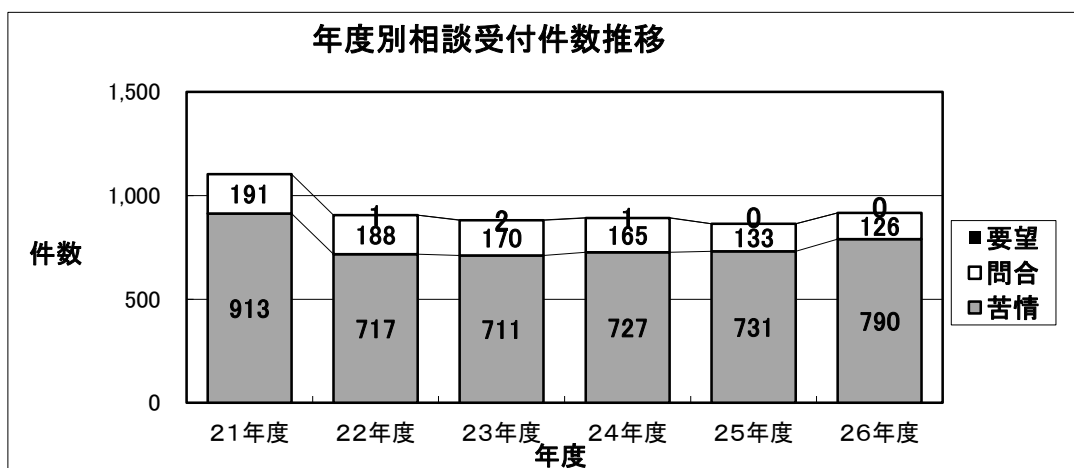
消費者を取り巻く環境が、社会の国際化、情報化、サービス化、高齢化などの影響を受け、大きく変化するなか、消費者トラブルはますます多様化、複雑化してきています。そこでこのような消費者被害を未然に防止するため、5名の消費生活相談員が情報提供やあっせん等により、消費生活相談の解決を図るとともに、各種啓発事業の推進、情報の提供を行い、市民の消費生活の安定と向上に寄与しようとするものです。

#### 1) 概要

- ア. 名 称 成田市消費生活センター
- イ. 所 在 成田市花崎町760番地 成田市役所2階
- ウ. 設置年月日 昭和61年7月1日
- エ. 相談受付時間 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時30分  
(ただし、祝祭日、年末年始を除く)
- オ. 配置人数 5名
- カ. 相談体制 原則毎日3名体制
- キ. 相談員の資格 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、  
消費生活コンサルタント
- ク. 電話番号等 Tel 0476(23)1161 Fax 0476(22)4404

#### 2) 消費生活相談事業

##### ア. 年度別相談受付件数推移



##### 平成26年度月別相談件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	91	85	77	82	61	78	91	78	60	77	68	68	916

ウ. 契約・解約に係る主な商品・役務件数（上位20位）

	契約・解約	件数	前年同期	主な商品・役務		
1	解約	156	153	放送・コンテンツ等	インターネット通信サービス	自動車
2	返金	76	101	放送・コンテンツ等	理美容	レンタル・リース・貸借
3	ワンクリック請求	69	44	放送・コンテンツ等	役務その他	
4	架空請求	63	41	放送・コンテンツ等	商品一般	音響・映像製品
5	補償	48	40	クリーニング	自動車	工事・建築・加工
6	連絡不能	42	39	インターネット通信サービス	紳士洋服	他の身の回り品
7	クレジットカード	40	34	放送・コンテンツ等	他の金融関連サービス	融資サービス
8	契約	35	33	レンタル・リース・貸借	放送・コンテンツ等	他の金融関連サービス
9	約束不履行	32	33	工事・建築・加工	自動車	家具・寝具
10	クーリング・オフ	26	27	他の重機用品	学習教材	工事・建築・加工
11	不当請求	25	24	放送・コンテンツ等	役務一般	商品一般
12	契約書・書面	24	23	インターネット通信サービス	レンタル・リース・貸借	工事・建築・加工
13	多重債務	23	22	融資サービス	電気	集合住宅
13	書面不交付	21	22	工事・建築・加工	他の重機用品	内職・副業
15	商品未着	19	21	家具・寝具	鞆	電話機・電話機用品
16	解約利用	19	20	移動通信サービス	レンタル・リース・貸借	インターネット通信サービス
17	誤解・勘違い	18	17	管理・保管	健康食品	インターネット通信サービス
18	プライバシー	15	16	商品一般	融資サービス	他の金融関連サービス
19	所在不明	14	15	商品一般	履物	自動車
20	未成年者契約	13	14	放送・コンテンツ等	玩具・遊具	レンタル・リース・貸借

エ. 年度別商品・役務別相談件数推移

年 度 内 訳		2 2 年 度		2 3 年 度		2 4 年 度		2 5 年 度		2 6 年 度	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
商 品	商 品 一 般	18	1.99	25	2.83	31	3.47	33	3.82	47	5.13
	食 料 品	35	3.86	39	4.42	32	3.58	47	5.44	39	4.26
	住 居 品	30	3.31	19	2.15	30	3.36	27	3.13	34	3.71
	光 熱 水 品	27	2.98	9	1.02	18	2.02	10	1.16	14	1.53
	被 服 品	24	2.65	24	2.72	25	2.8	38	4.4	33	3.6
	保 健 衛 生 品	19	2.10	22	2.49	21	2.35	21	2.43	14	1.53
	教 養 娛 楽 品	66	7.28	61	6.91	57	6.38	76	8.8	64	6.99
	車 両 ・ 乗 り 物	29	3.2	34	3.85	23	2.58	24	2.78	38	4.15
	土 地 ・ 建 物 ・ 設 備	44	4.86	44	4.98	46	5.15	31	3.59	37	4.04
	他 の 商 品	1	0.11	1	0.12	4	0.45	2	0.24	1	0.11
	小 計	293	32.34	278	31.49	287	32.14	309	35.79	321	35.05
商 品 関 連 役 務	ク リ ー ニ ン グ	6	0.66	2	0.23	7	0.78	8	0.93	12	1.31
	レ ン タ ル ・ リ ー ス	48	5.30	44	4.98	46	5.15	34	3.94	30	3.28
	工 事 ・ 建 築 ・ 加 工	35	3.86	38	4.30	38	4.26	35	4.05	36	3.93
	修 理 ・ 補 修	16	1.77	15	1.70	5	0.56	9	1.04	15	1.64
	管 理 ・ 保 管	6	0.66	5	0.57	2	0.22	4	0.46	8	0.87
	小 計	111	12.25	104	11.78	98	10.97	90	10.42	101	11.03
純 粋 役 務	役 務 一 般	2	0.22	2	0.23	4	0.45	1	0.12	7	0.76
	金 融 ・ 保 険 サ ー ビ ス	155	17.11	130	14.72	109	12.21	90	10.42	100	10.92
	運 輸 ・ 通 信 サ ー ビ ス	169	18.65	190	21.52	178	19.93	183	21.18	216	23.58
	教 育 サ ー ビ ス	10	1.11	4	0.45	4	0.45	0	0.00	5	0.55
	教 養 ・ 娛 楽 サ ー ビ ス	33	3.64	38	4.30	29	3.25	28	3.24	20	2.18
	保 健 ・ 福 祉 サ ー ビ ス	24	2.65	25	2.83	36	4.03	32	3.70	39	4.26
	他 の 役 務	23	2.54	37	4.19	37	4.14	39	4.51	26	2.84
	小 計	416	45.92	426	48.24	397	44.46	373	43.17	413	45.09
そ の 他	内 職 ・ 副 業 ・ ね ず み 講	6	0.66	7	0.79	2	0.22	2	0.23	4	0.44
	他 の 行 政 サ ー ビ ス	11	1.21	10	1.13	15	1.68	11	1.27	16	1.75
	他 の 相 談	69	7.62	58	6.57	94	10.53	79	9.14	61	6.66
	小 計	86	9.49	75	8.49	111	12.43	92	10.64	81	8.85
合 計		906	100.00	883	100.00	893	100.00	864	100.02	916	100.02

オ. 年度別内容別相談件数推移

内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
01 安 全 ・ 衛 生	44	43	35	34	34
02 品質・機能・役務品質	94	117	104	106	139
03 法 規 ・ 基 準	61	36	45	60	63
04 価 格 ・ 料 金	193	216	180	172	129
05 計 量 ・ 量 目	1	1	5	0	0
06 表 示 ・ 広 告	59	86	75	74	60
07 販 売 方 法	361	404	386	432	473
08 契 約 ・ 解 約	556	543	530	557	601
09 接 客 対 応	142	136	127	107	132
10 包 装 ・ 容 器	1	1	1	0	0
11 施 設 ・ 設 備	0	1	3	1	1
12 買 物 相 談	3	2	7	2	2
13 生 活 知 識	4	1	0	0	2
14 そ の 他	32	26	8	7	7

\* 内容別件数は、重複したものすべて集計したものです。

カ. 平成26年度年代別相談人数

年代	性別	苦 情		問 合		要 望	
		相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者
10代 未満	男	0	2	0	0	0	0
	女	0	2	0	0	0	0
10代	男	5	19	0	1	0	0
	女	3	7	0	0	0	0
20代	男	28	34	1	1	0	0
	女	39	39	1	2	0	0
30代	男	46	44	7	8	0	0
	女	49	42	8	7	0	0
40代	男	64	69	9	8	0	0
	女	93	75	9	9	0	0
50代	男	60	57	6	6	0	0
	女	71	54	4	3	0	0
60代	男	61	57	8	8	0	0
	女	66	60	9	9	0	0
70歳 以上	男	56	64	13	14	0	0
	女	67	75	7	10	0	0
不明	男	43	48	15	14	0	0
	女	26	28	9	11	0	0
年代・性別不明		0	5	0	4	0	0
団 体		13	9	20	11	0	0
合 計		790	790	126	126	0	0

キ. 年度別消費生活相談者地域別件数推移

			22年度				23年度				24年度				25年度				26年度			
			苦情	問合せ	要望	計	苦情	問合せ	要望	計	苦情	問合せ	要望	計	苦情	問合せ	要望	計	苦情	問合せ	要望	計
千 葉	印	成田市	650	167	1	818	653	155	2	810	678	146	1	825	678	128	0	815	712	115	0	827
		佐倉市	2	0	0	2	5	0	0	5	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
		四街道市	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	旛	八街市	2	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
		印西市	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2	2	0	0	2
	支	富里市	15	2	0	17	13	2	0	15	13	1	0	14	10	0	0	10	19	2	0	21
		酒々井町	3	0	0	3	2	0	0	2	1	1	0	2	4	1	0	5	2	0	0	2
	庁	栄町	2	2	0	4	7	5	0	12	5	1	0	6	4	1	0	5	12	1	0	13
		白井市	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
	管	印旛村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	/	/	/	0	0	0	0
		本埜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	/	/	/	0	0	0	0
	内	印旛計	677	173	1	851	685	162	2	849	698	150	1	849	708	132	0	838	749	118	0	867
	県	千葉支庁管内		4	2	0	6	5	1	0	6	4	1	0	5	3	0	0	3	4	1	0
東葛支庁管内		3	3	0	6	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	
香取支庁管内		6	1	0	7	6	2	0	8	7	3	0	10	5	0	0	5	7	1	0	8	
海匝支庁管内		0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
山武支庁管内		3	1	0	4	1	1	0	2	2	1	0	3	3	0	0	3	10	1	0	11	
長生支庁管内		0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
夷隅支庁管内		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
安房支庁管内		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
君津支庁管内		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
管区不明		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	2	0	0	2	7	0	0	7	
県内計		17	8	0	25	14	4	0	18	13	6	0	19	14	0	0	14	30	3	0	32	
県外計		5	0	0	5	2	1	0	3	10	6	0	16	9	1	0	10	10	4	0	14	
不明		18	7	0	25	10	3	0	13	6	3	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		717	188	1	906	711	170	2	883	727	165	1	893	731	133	0	864	790	126	0	916	

### 3) 啓発事業

消費者が自らの意識の向上を図り、健全で安定した豊かな生活を営めるよう各種啓発事業を行っています。

- ア. 情報誌の編集・発行 季刊誌「消費生活」年4回（1回につき）4,300部
- イ. 啓発資料の発行
- くらしの豆知識 1,400部
  - 「みんなで目指そうカシコイ消費者」 1000部  
(小・中学生向け啓発用小冊子)
  - 「みんなで防ごう悪質商法」 600部  
(一般向け啓発用小冊子)
  - 「落語の決めゼリフで撃退身近な悪質商法」 1000部  
(高齢者向け啓発用小冊子)
  - 「クーリング・オフを活用しましょう」 1200部  
(キャリアファイル)
- ウ. 図書・DVDの貸出 暮らしに役立つさまざまな本やDVDの貸出をしています。
- エ. パネルの展示とパンフレット類の配付 啓発パネル・消費生活センター（市役所2階）  
消費者向けパンフレット類の頒布・消費生活センター前にパンフレットスタンドを設置
- オ. 広報紙への掲載 「広報なりた」各月1日号において『消費生活Q&A』というコーナーを設け、消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、消費生活に関する情報や消費者に必要な知識の提供をしています。  
また、特集記事を組んでの広報も行っています。

掲載年月日	題 目
27. 1. 1	商品が届かない！ネット通販トラブル
2. 1	消火器の点検をかたった訪問販売にご注意を
3. 1	「ボタン電池」などの誤飲事故にご注意を



## 4. 消費生活モニター

消費生活モニターは、消費生活の実態を調査し、市民の消費生活についての意見、要望等を正しく把握し、それを積極的に行政面に反映させることにより、市の消費者行政の効率的運営と向上を図るために消費生活モニター制度を設けています。

### 1) モニター制度

- ア. 職務 市・県が行うアンケート調査に協力すること。  
消費生活に関する意見、要望等を報告すること。  
情報を提供すること。  
研修会等に参加すること。
- イ. 定数 一般公募による者 12人以内  
市長の推薦による者 8人以内
- ウ. 委嘱期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日
- エ. 報酬 一人あたり 月額4,000円

### 2) 平成26年度消費生活モニター活動状況

年月日	内容	備考
H26. 4.16	委嘱状交付式 第1回モニター会議 ・消費生活モニター制度の概要説明等 ・消費生活センターと消費生活相談の概要 講師：成田市消費生活センター ・意見交換(モニターとしてやってみたいこと)	中会議室
5.16	第2回モニター会議 ・クーリング・オフとは 講師：成田市消費生活センター ・意見交換(視察先の検討、予定表について)	第2応接室
5.27	消費者フォーラム in 千葉	千葉市文化センター
6.17	第3回モニター会議 ・意見交換 第1回消費者講座 ・洗濯について 講師：LION株式会社	中会議室

7.24	<p>第4回モニター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賢い電気の使い方 講師：東京電力株式会社</li> <li>・契約と特商法、割賦販売法 講師：成田市消費生活センター</li> </ul>	中会議室
8.27	<p>第5回モニター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換（食の安全）</li> <li>・最近の悪徳商法について 講師：成田市消費生活センター</li> </ul>	中会議室
9.11	<p>第6回モニター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キューピー工場（茨城県猿島郡五霞町）、イオンレイクタウン 視察研修</li> </ul>	
10.21	<p>第7回モニター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずみ清掃工場、卸売市場 視察研修</li> </ul>	
11.28	<p>第8回モニター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全 講師：印旛健康福祉センター</li> </ul>	中会議室
12.18	<p>第9回モニター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本広告審査機構（JARO）の仕事と広告のルール 講師：日本広告審査機構</li> </ul> <p>第2回消費者講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掃除について 講師：LION 株式会社</li> </ul>	中会議室
H26. 1.26	<p>第10回モニター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品と放射能について 講師：消費者庁消費者安全課</li> <li>・ヤクルト工場（四街道） 視察研修</li> </ul>	中会議室
2.18	<p>第11回モニター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者啓発出前講座「コント de げき隊」 講師：いちかわ市民文化ネットワーク</li> </ul>	第2応接室
2.21 ～22	<p>第42回成田市消費生活展 「広げよう 消費者の輪～安全で安心なくらしのために～」</p>	ユアエルム成田店

3.24	第12回モニター会議 ・意見交換（1年間を振り返って） 解囑式	中会議室
------	---------------------------------------	------

### 3) 平成26年度消費生活モニター名簿

地区名	氏名	備考
公津地区	沖智子	書記
	會田みち代	
	桐原容子	
	杉本竹正	
	雲雀義雄	
ニュータウン地区	新井和雄	
	佐藤徳子	
	篠田敏道	
	生田勝彦	
	乗本春江	
	大和活夫	なりた環境ネットワーク委員
大栄地区	宇佐美榮子	
遠山地区	湯浅忠恒	
成田地区	安藤泰亘	
	仁田泰子	座長
	長谷川彌智代	放置自動車判定委員会委員
豊住地区	大野芳美	副座長

## 5. 消費生活啓発事業

消費者に必要な情報提供等を行い、消費者が自ら考え自主的に行動して行く契機を与える場を設定し、主体性を持った消費者の確立を目的として消費生活展や「なりた知っ得出前講座」などの啓発事業を開催しています。

### 1) 消費生活展

第42回成田市消費生活展

- ・ テーマ 「広げよう 消費者の輪  
～安全で安心なくらしのために～」
- ・ 日 時 平成27年2月21日(土)～2月22日(日)  
午前10時～午後4時
- ・ 会 場 ユアエルム成田店 1階センタープラザ
- ・ 主 催 成田市
- ・ 協 賛 (株)ユアエルム京成 / (独法)製品評価技術基盤機構 製品安全センター / 千葉ガス(株) / (一社)千葉県エルピーガス協会 印旛支部成田地区会 / 生活協同組合コープみらい 成田地域センター / (一財)関東電気保安協会 千葉事業本部 / NPO せっけんの街 / ゴミと暮らしを考える会 / (一社)成田市観光協会 / なりた環境ネットワーク / エコ・成田 / 成田市資源回収協同組合 / 成田市消費者友の会

参加団体 成田市消費生活センター / 成田市環境部クリーン推進課 / 生活協同組合 コープみらい / (独法)製品評価技術基盤機構 製品安全センター / (一社)千葉県エルピーガス協会 印旛支部成田地区会 / 成田市消防本部予防課 / 千葉ガス(株) / NPO せっけんの街 / (一財)関東電気保安協会 千葉事業本部 / エコ・成田 / なりた環境ネットワーク・環境計画課 / 成田市消費者友の会 / 成田市資源回収協同組合 / (一社)成田市観光協会 / 成田市都市部公園緑地課 / ゴミと暮らしを考える会

来場者数 3000人

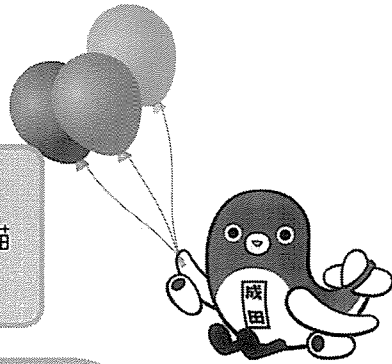
回	年度	テーマ	期 間	会 場
34	18	再発見!～私たちのくらし～	H19.2.24～25	ボンベルタ 百貨店
35	19	変えようくらし、守ろう環境	H20.2.23～24	ボンベルタ 百貨店
36	20	かしこい消費者になろう! ～安心・安全なくらしのために～	H21.2.28～3.1	ボンベルタ 百貨店

37	21	新しい消費者時代 ～私たちが主役です～	H22. 2. 27～28	ボンベルタ 百貨店
38	22	育てよう！消費者力 ～私たちのくらしのために～	H23. 2. 26～27	ボンベルタ 百貨店
39	23	見つめなおそう！私たちの生活	H24. 2. 25～26	ユアエルム 成田店
40	24	今こそ活かそう！みんなの知恵 ～くらしの中にちょっとした工夫を～	H25. 2. 23～24	ユアエルム 成田店
41	25	正しい知識を深めよう ～賢い消費者をめざして～	H26. 2. 22～23	ユアエルム 成田店

## 《イベント》

### うなりくん風船のプレゼント

消費生活センターブースにてうなりくんが描かれた風船をプレゼント。



### スタンプラリー

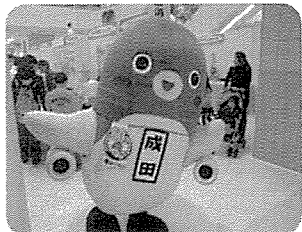
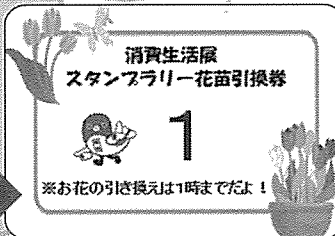
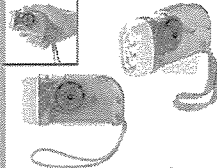
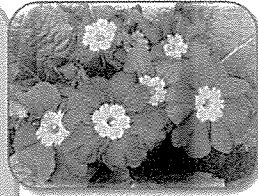
各ブースでクイズに答えてスタンプをもらおう！

もらったスタンプの数に応じて花苗などの素敵な景品をプレゼントします（※予定数に達し次第終了いたします）。

#### ・景品

花苗、手動発電ハンディーライト、マロンの便利なキッチンはさみ、うなりくんメモ帳、うなりくん定規 等

○注意○ 花苗の受け取り時間指定について  
花苗については、景品をお渡しする時間によって受け取り時間が指定されています。引き換え券に指定された時間をご確認の上、受け取り忘れのございませんようご注意ください。



### うなりくん登場 うなりくんと一緒に写真を撮ろう！

21日(土)、22日(日)ともに  
11:00～、13:30～、15:00～

(各回約30分間)

※ 内容は変更になる場合があります

# 第42回成田市

# 消費生活展

広げよう 消費者の輪

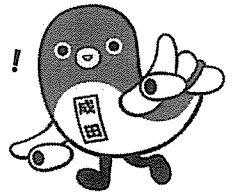
～安全で安心なくらしのために～



暮らしのヒントになる情報が  
いっぱいです。

ぜひお越しください！

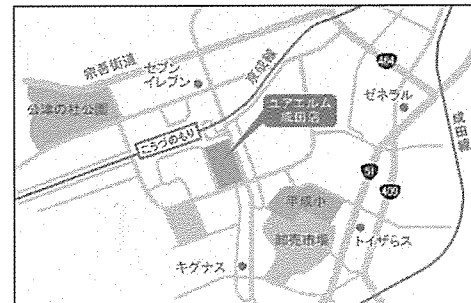
成田市観光キャラクター  
**うなりくん**  
©成田市2022



## 2月21日(土)・22日(日)

午前10時～午後4時

ユアエルム成田店 1階 センタープラザ



【来場される方へのお願い】

○ 会場へはなるべく公共交通機関にてお越しください。

お問い合わせ先

成田市役所経済部商工課  
電話 0476(20)1622

# ～ 出 展 紹 介 ～

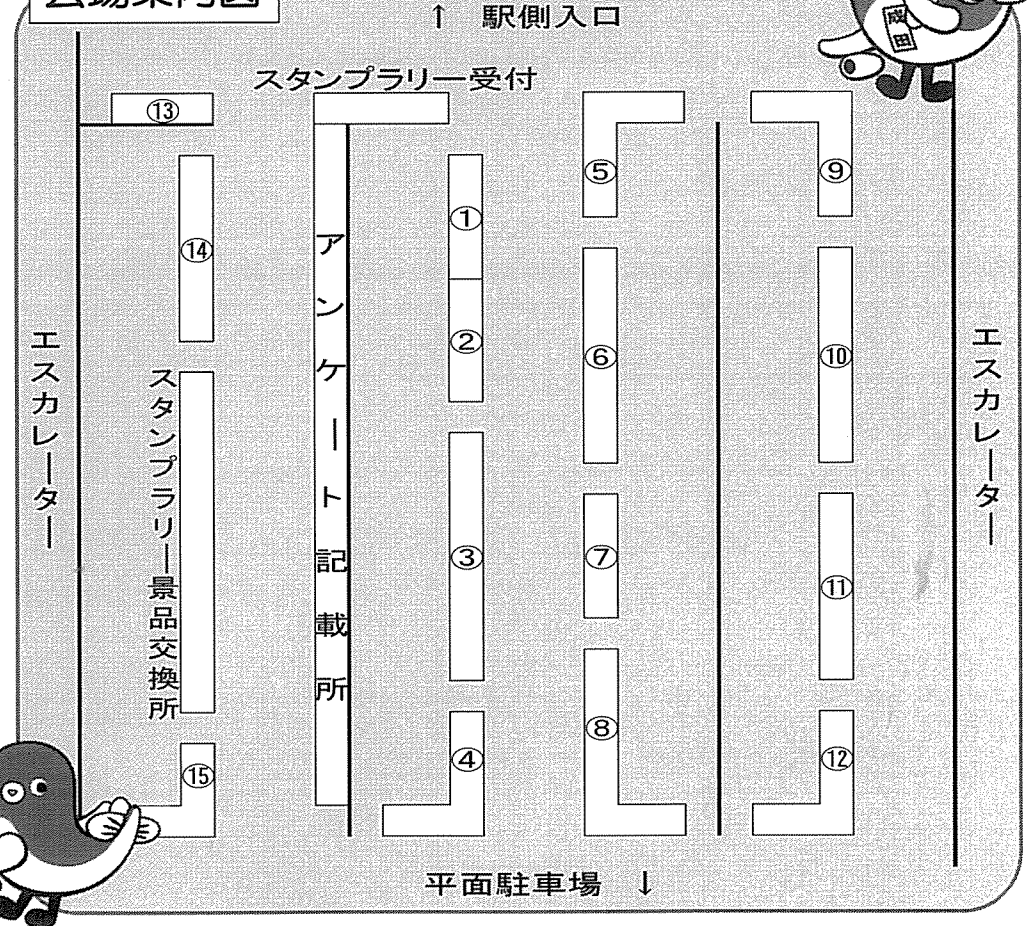
## <スタンプラリー実施団体>

会場図	団体名およびテーマ	内 容
①	成田市消費生活センター 《身近な暮らしの窓口》	・消費生活センターのPR ・うなりくん風船の配布 ・啓発用小冊子、センターPR用マグネットの配布
②	成田市環境部クリーン推進課 《ごみ減量とリサイクル》	・ごみの分別についてのPR（ごみ分別クイズ）
③	生活協同組合 コープみらい 《コープみらいの食育》【※土曜日】	・食をテーマにしたDVDの放映 ・コープみらいの食育の取組
③	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 製品安全センター 《暮らしの中の隠れた危険》【※日曜日】	・事故品、パネル展示 ・ハンドブック、チラシの配布 ・DVDによる事故再現実験映像の放映
④	(一社)千葉県エルピーガス協会印旛支部 成田地区会 《災害に強い味方 LPガス》	・パネル、ポスターの展示 ・パンフレットの配布
⑤	成田市消防本部予防課 《住宅防火》	・住宅用火災警報器の普及啓発 ・消火器リサイクルシステムの周知 ・防災物品等の紹介
⑥	千葉ガス㈱ 《ガスで始めよう快適でやさしい暮らし》	・ガス機器の展示、パネルによる説明 ・エネファームの展示による環境性のアピール
⑦	NPO せっけんの街 《お洗濯には安全で安心の石けんを!!》	・廃食油石けんの配布（石けんの効用・使用の方法） ・パネルの展示
⑧	(一財)関東電気保安協会千葉事業本部 《電気安全出張相談所》	・短絡実験・省エネ模擬盤展示 ・電気使用安全、省エネのパンフレット・チラシ配布 ・模擬盤による「ブレーカーの働き」の実演
⑨	エコ・成田 《家庭でできるエコ》	・パネル展示（地球温暖化防止） ・天ぷら油（廃油）からディーゼル車用燃料への実物見本、パネル ・余熱利用によるゆで卵実験
⑩	なりた環境ネットワーク・環境計画課 《身近なエコを実践しよう》	・環境啓発に関する呼びかけ ・環境啓発物資、環境学習冊子、パンフレットの配布
⑪	成田市消費者友の会 《回りの物で工夫（おかたづけ出来ますか）》	・カレンダーで手提げバックの作り方の実演 ・お手玉遊び ・古布再利用品の配付 ・マイバッグ教室での作品の展示
⑫	成田市資源回収協同組合 《みんなで広げよう リサイクルの輪》	・再生紙で作ったトイレットペーパーの配布

## <スタンプラリー未実施団体>

会場図	団体名およびテーマ	内 容
⑬	(一社)成田市観光協会 《成田の観光PR》	・観光ポスターの掲示及びチラシの配付
⑭	成田市都市部公園緑地課 《緑化推進》	・花苗（プリムラ・ポリアンサ）の配布 ・桜の苗木の配布
⑮	ゴミと暮らしを考える会 《EMぼかしを使って生ゴミ堆肥を作り、家庭菜園を!!》	・EMぼかしの使い方、作り方を展示 ・着物や帯を使った布切れのリサイクル ・リフォーム作品の展示

## 会場案内図



## 2) 出前講座

日 時	場 所	受 講 団 体	講 師	参加人数
4月8日(火) 10:00~11:30	中央公民館 2階視 聴覚室	一の会	消費生活センタ ー相談員	15
5月9日(金) 14:20~15:30	保健福祉館 多目的 ホール	成田ボランティア連 絡協議会	消費生活センタ ー相談員	50
6月11日(水) 13:30~14:30	保健福祉館 多目的 ホール	第1回地区社会福祉 協議会連絡会	消費生活センタ ー相談員	40
10月11日(土) 13:30~14:30	吾妻3丁目集会所	吾妻3丁目たちばな 会	消費生活センタ ー相談員	20
11月12日(水) 19:00~21:00	中央公民館	こぼとの会	消費生活センタ ー相談員	40
12月5日(金) 9:00~12:00	成田西陵高校	成田西陵高校(千葉 県相談員の会との共 催)	消費生活センタ ー相談員	32
12月5日(金) 9:00~12:00	成田西陵高校	成田西陵高校(千葉 県相談員の会との共 催)	消費生活センタ ー相談員	37
12月11日(木) 11:00~12:00	そば処 更科	橋賀台防犯パトロー ル隊	消費生活センタ ー相談員	30
1月16日(金) 9:30~12:00	高岡コミュニティ センター	高揚クラブ	消費生活センタ ー相談員	30
2月17日(火) 10:00~12:00	生涯大学校	生涯大学院 (1年1組)	消費生活センタ ー相談員	29
2月19日(木) 10:00~12:00	生涯大学校	生涯大学院 (1年2組)	消費生活センタ ー相談員	41

## 3) 親子で学ぶ消費者講座

日 時	テーマ	行 き 先	参加人数
7月29日(水) 8:30~16:30	ガスや水といった 暮らしを支える資 源について学ぼう	がすてなーに ガスの科学館 東京都水の科学館	31



#### 4) 消費者講座（一般向け）

日 時	場 所	テ ー マ	講 師	参加人数
6月17日（火） 13：30～15：30	市役所6階 中会議室	快適なお洗濯の仕方を 学び、清潔な日々を過 ごしましょう！	ライオン株式会社 山縣 義文 氏	42
12月18日（木） 13：30～15：30	市役所6階 大会議室	おそうじのコツを学び、 年末の大そうじに備え よう	花王株式会社 生活者コミュニケー ションセンター 持齋 康弘 氏	59

## 6. 計量器適正化推進事業

消費者保護の立場から、計量法に基づき取引・証明に使用されている計量器（はかり）を対象に適正計量器を確保し、取引証明上の計量の安全を図り、計量の面から住民の福祉に貢献することを目的として、千葉県計量検定所に市が協力し、2年に1回計量器定期検査（当市は偶数年度）を実施しています。

また、千葉県計量検定所および千葉県計量協会との共催により、家庭で使用されている計量器の無料検査を実施し、「正しい計量」の啓発を実施しています。

### 特定計量器定期検査（平成26年度実績）

#### ア. 集合場所検査

§ 受検者が計量器を検査会場に持参して行う検査

検査 日程	検査場所	検査 戸数	検査個数		不合格数		免除個数 はかり
			はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり	
7/10	成田市農業協同組合 経済センター	29	57	62	0	0	1
7/11	大栄支所	35	115	33	1	0	18
7/14	下総支所	22	34	5	1	0	3
7/15	三里塚コミュニティ センター	31	75	44	0	0	3
7/16	公設卸売市場	39	66	25	1	0	6
7/16	公津公民館	17	25	0	0	0	0
7/17	成田市役所	33	59	37	0	0	3
7/18	成田市役所	37	63	40	0	0	4
7/22	保健福祉館	40	87	17	1	0	7
小計		283	581	263	4	0	45
合計		283	844		4		45

イ. 所在場所検査

§ 計量器の数が多い場合、あるいは土地建物に取り付けられ運搬が困難な場合  
設置場所で行う検査

検査日程	検査戸数	検査個数		不合格数	
		はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり
7/17	1戸	2	0	0	0
8/28	2戸	113	5	0	0
8/29	2戸	4	6	0	0
9/11	1戸	8	0	0	0
9/12	4戸	19	0	0	0
9/19	3戸	35	12	0	0
9/22	2戸	14	0	0	0
9/30	1戸	29	0	0	0
小計	16戸	224	23	0	0
合計	16戸	247		0	

ウ. 計量士巡回検査

§ 計量器定期検査に代わり、計量士が巡回して行う検査

	検査戸数	検査台数
代検査該当分 (大型はかり・大型店を除く)	65戸	151台
うち新規申込分	2戸	2台

## 7. 製品安全4法等による立入検査

消費者行政に関する消費生活用製品安全法（特定製品に対するPSCマーク等の有無と表示状況）、家庭用品品質表示法（品質に関する表示の有無、表示方法は適正か）、電気用品安全法（電気用品販売店における認定品以外の電気用品販売の有無）、ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（ガス用品のPSTGマーク・液化石油ガス用品のPSLPGマークの有無と表示状況）に基づく一般小売業者の立入検査を実施しました。

法 律	調 査 品 目	調査店舗数	違反件数
消費生活用製品安全法	乳幼児用ベッド 家庭用圧力なべ及び圧力がま 石油ストーブ ライター	8	0
家庭用品品質表示法	繊維製品（14品目） 合成樹脂加工品（3品目） 電気機械器具（11品目） 雑貨工業品（12品目）	7	0
電気用品安全法	エル・イー・ディー・ランプ エル・イー・ディー・電灯器具 延長コードセット 直流電源装置 電気ストーブ	5	0
ガス事業法	開放燃焼式ガス瞬間湯沸器	1	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	カートリッジガスコンロ	3	0

## 参 考 资 料



# 消費生活

No. 109

平成26年6月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- 高齢者を狙う悪質商法の脅威!  
はっきりと断る力を身につけよう!
- 成田市消費生活センターにおける  
平成25年度の相談概要



4月16日(水)に平成26年度消費生活モニターの委嘱状交付式を行いました。1年間消費者と行政のパイプ役として、また地域の「かしこい消費者」のリーダーとして消費生活を向上させるためのお手伝いをしていきます。

これまでに2回のモニター会議を開催したほか、「消費者講座」や千葉県主催の「消費者フォーラムin千葉」に参加しました。

## モニター委嘱者(50音順・敬称略)

新井 和雄(玉 造)	生田 勝彦(加良部)
安藤 泰亘(美郷台)	杉本 竹正(飯田町)
宇佐美榮子(桜 田)	仁田 泰子(囲護台)
大野 芳美(安 西)	乗本 春江(加良部)
沖 智子(並木町)	長谷川彌智代(囲護台)
會田みち代(台 方)	雲雀 義雄(公津の杜)
桐原 容子(飯田町)	大和 活夫(橋賀台)
佐藤 徳子(中 台)	湯浅 忠恒(本城)
篠田 敏道(中 台)	

# 高齢者を狙う悪質商法の脅威! はっきりと断る力を身につけよう!



高齢者の方は他の世代に比べ、昼間家に一人であることが多く、訪問販売や電話勧誘などを受けやすい状態にあります。また「健康」「住まい」「老後の資金」などの不安に付け込まれる、本人が被害にあったことに気付きにくい、被害にあっても誰にも相談しないなどの特徴があります。トラブルのあった事例から、被害を防ぐポイントを探ってみましょう。

## ●事例1 屋根工事の契約トラブル

業者が訪問してきて「近所で工事をしているものだが、お宅の屋根の瓦の傾きが気になる。無料で見てあげる」と言われた。点検後「瓦が浮いている。このままだと雨漏りするので屋根工事をした方がいい」と言われ、大変だと思い急いで50万円の屋根工事の契約をした。しかし、冷静になると契約を急ぎすぎたような気がする。

決してその場では契約をせず、相手の言うことが事実なのか、必要な工事かどうかを家族や周囲の人に相談しましょう。また工事を依頼する際には、複数の業者から見積もりを取ることも大切です。訪問販売の場合、契約書の交付を受けてから8日以内であればクーリング・オフが可能です。

## ●事例2 「裁判に出す」などと脅し、強引に商品を送りつける手口



覚えのない業者から「注文を受けた健康食品が準備できたので代引きで送る」と電話があった。注文した覚えはないと断ると「注文を受けた時の録音もある。裁判に出してもいいんだ」と脅され、こちらの話は全く聞いてもらえなかった。結局、裁判などこれ以上面倒なことに巻き込まれたくない一心で、承諾してしまった。

一方的に「商品を送る」などと言われても、身に覚えがなければはっきり断りましょう。承諾していないのに商品を送りつけられたときは、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。断り切れず承諾し商品が届いてしまっても電話勧誘販売の場合、契約書の交付を受けてから8日以内であればクーリング・オフが可能です。

## ●事例3 「東京オリンピック」を悪用した手口

覚えのない業者から「オリンピック関連企業への投資のパンフレットが全国500名限定で送付されるので、届いたら投資の権利を譲ってほしい」と電話があった。パンフレット到着後に再び電話があり「譲ってくれたらオリンピックの入場券をプレゼントする」と言う。

悪質業者は、話題となっている出来事を悪用して近づいてきます。今後も、東京オリンピックに関連したトラブルは増加すると考えられますので、注意することが大切です。いったんお金を払ってしまうと、取り戻すのは非常に困難です。うまい話を持ちかけられても安易に信用しないようにしましょう。





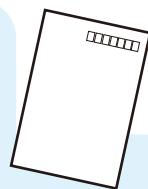
## ●事例4 新聞の長期契約トラブル

高齢の父が老人施設に入居することになり、新聞を解約しようと販売店に連絡した。すると「解約するのなら購読期間が5年残っているの、契約時に渡した景品代を返してほしい」と言われた。



長期の契約は、介護や入院などの理由で購読が続けられなくなる可能性があります。解約を申し出た場合、景品の代金や違約金を請求されるケースがあります。先の見通せる範囲で契約することが大切です。契約は慎重に考え、書面の内容をよく確認しましょう。訪問をうけても購読の意思がなければ断るようにしましょう。

## 知っておこう!「クーリング・オフ制度」



### クーリング・オフとは

いったん契約してしまっても、法律で定められた期間内であれば無条件で解約できる制度のことです。無条件解約できる期間は契約の種類により以下のように定められています。

訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供(エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)・訪問購入取引……………**8日間**  
連鎖販売取引(マルチ商法)・業務提供誘引販売取引(内職商法)……………**20日間**

### ※クーリング・オフするときは?

販売会社へ書面で通知をします。通知書作成後はコピーを取り「特定記録郵便」または「簡易書留」など記録の残る方法で送付します。クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも同時に通知しましょう。

### ※クーリング・オフできないものは?

自ら店に出向いて契約したり、通信販売のように、広告を見て自ら申し込む取引にはクーリング・オフ制度はありません。また、乗用車や使用した消耗品など適用されない場合もあります。ただし、通信販売については返品に関する規定(返品特約)を表示することとなっています。注文する前に、返品に関する表示をよく確認しましょう。

**誰にでも被害にあう可能性はあります。  
困ったときは迷わず相談を!**

消費生活センターは、暮らしの身近な窓口です。「困った」「おかしいな」と思ったらまずは消費生活センターに相談しましょう。また、希望により出前講座や役立つ図書・DVDの貸し出しをしていますので、こちらもご相談ください。

# 成田市消費生活センターにおける平成25年度の相談概要

平成25年度に消費生活センターに寄せられた相談件数は864件でした。昨年度より29件減少しましたが、内容は複雑になり手口も巧妙であるため、解決が難しい場合や長時間かかることがあります。

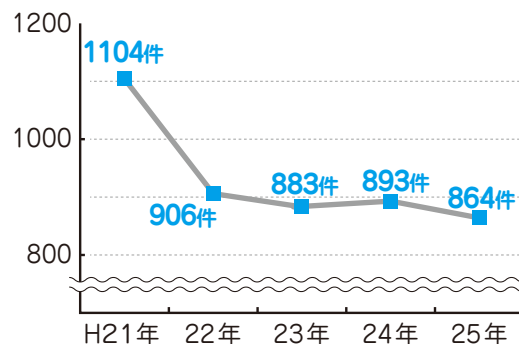
相談者を年代別にみると40歳代が最も多く、次いで60歳代、50歳代、70歳代の順になっています。

相談内容別に見てみると、ここ数年は**有料サイト**(アダルトサイト・出会い系サイト)に関する**架空請求・不当請求**や、**デジタルコンテンツ**に関する相談が多く、あらゆる世代から相談が寄せられています。また大人の知らない間に子どもがオンラインゲームを利用し、高額な請求を受けたといった、スマートフォンの急速な普及に伴う相談も増加しています。

また25年度は、高齢者を中心に申し込んだ覚えがない健康食品を、代金引換配達で送付される「**健康食品の送りつけ商法**」や、一度被害にあった人に過去の被害を救済する等と「**怪しい投資話**」をし、消費者に新たな契約をさせる手口が増加しました。

悪質商法の被害にあいやすい高齢者の方に対しては、家庭や地域全体での見守り体制が必要です。お互いに見守り合い、「おかしいな」と思ったら、声をかけあいましょう。

## ◆相談件数の推移



## ◆年代別相談件数

順位	年代	相談件数
1位	40歳代	166件
2位	60歳代	139件
3位	50歳代	124件
4位	70歳代	122件
5位	30歳代	119件

## ◆商品・役務(サービス)相談上位10分類

順位	おもな商品・役務	0	50	100	150	最多年齢層
1	アダルトサイト・出会い系サイト等【運輸・通信】	146件				40歳代
2	個人間金銭貸借・交通事故等【その他の相談】	42件				40歳代
3	多重債務・過払い金等【融資サービス】	39件				30歳代
4	住宅リフォーム・新築工事等【工事・建築・加工】	35件				70歳代
5	賃貸アパート等【レンタル・リース・貸借】	34件				30歳代
6	不審な電話等【特定できない商品】	33件				60歳代
7	興信所・結婚相談所・人材派遣業・祈祷サービス等【役務その他】	23件				70歳代
8	健康食品等【健康食品】	18件				70歳代
9	社債・未公開株等【預貯金・証券等】	17件				70歳代
10	新聞・事業者向け書籍等【書籍・印刷物】	15件				50歳代

※【】内は(独)国民生活センターの「相談分類表」による相談内容の種類

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(土・日、祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階) ☎23-1161 ●

# 消費生活

No. 110

平成26年9月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- ご注意ください! 架空請求はがき
- くらしの危険

～これからの季節、注意してください～

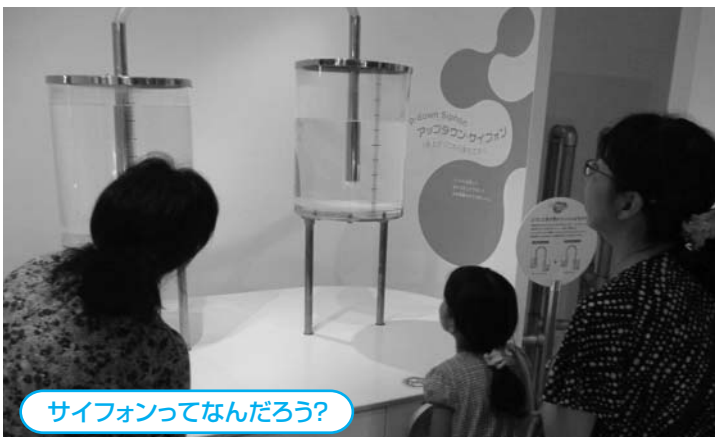
## 親子で学ぶ消費者移動教室を開催しました

平成26年7月29日(火)に、小学生とそのご家族を対象とした「親子で学ぶ消費者移動教室」を開催しました。今回は東京都江東区にある「がすてな～に ガスの科学館」と「東京都水の科学館」へ行きました。ガスの科学館では、クイズにチャレンジし、ガスの歴史や使い方について楽しく学んだり、ガスの特徴や性質を知るための実験に参加し、マイナス196℃の液体窒素を使った実験に、参加者は興味深く見入っていました。また、東京都水の科学館では、東京湾岸エリアに水を供給する「有明給水所」を見学したり、水の実験室での実験を通じて、水の性質や大切さについて学びました。



液体窒素に  
ゴムボールを入れて

投げつけると…



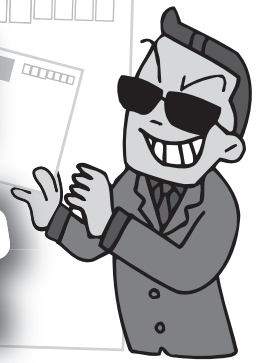
サイフォンってなんだろう?



割れて粉々に!



# ご注意ください! 架空請求はがき



突然、心当たりがないところから、『通信販売会社などに未払いがあり、連絡をしなければ裁判となる。裁判を欠席すれば給料、財産の差し押さえをする。』などと書かれたハガキが届くといった相談が増えています。こうしたハガキは、何らかの方法で手に入れた個人情報をもとに発信されていると思われます。

**身に覚えがない場合は、絶対に連絡をしてはいけません。**

## 架空請求はがきの特徴

(右ページ「はがきの例」参照)

- ① 心当たりがなく、はじめて届いたのに、「総合消費料金未納分最終通告書」「民事訴訟裁判通知書」などの、最終通告や提訴するとの内容になっています。
- ② 訴訟番号は、個別の番号のようですが、多くの人に同じ番号を送っています。
- ③ 「連絡が無い場合は、原告側の主張が全面的に受理され、強制執行する」などと記載されていますが、そのようなことはありません。本当に裁判所へ裁判の申し立てがあった場合は、裁判所から「特別送達郵便」(書留)で通知され、その後文書を出したり、実際に裁判に出廷したりして異議申し立て等を行うこととなります。
- ④ 架空の法律名を使います。「総合消費者民法特例法」という法律はありません。
- ⑤ 「身に覚えが無い場合、早急にご連絡下さい」という記載を見て電話をかけると、『すでに提訴されている、裁判を取り下げるために弁護士を紹介するが、〇〇万円かかる』などと虚偽の説明をして高額な代金を請求します。
- ⑥ 「裁判取り下げ最終期日」「給料や財産の差し押さえ」などと書いて受け取り人に不安を与え、電話をかけさせることが目的です。また、期限を短く定めて、考えたり相談したりする時間を与えません。
- ⑦ 架空の住所の場合が多いです。
- ⑧ 差出人として、「国民〇〇相談センター」「法務省認定〇〇」「民事訴訟〇〇事務局」など、公的機関と勘違いさせるような名称がよく使われています。

## はがきの例

1

## 総合消費料金未納分訴訟最終通告書

2

訴訟番号(ト) 615-31号

現在、貴殿は「総合消費料金未納分」について通信販売契約会社、運営会社から「未だ連絡がない状態」として民事訴訟による訴状が提出されております。

3

このまま連絡無き場合は、裁判にて原告側の主張が全面的に受理され、被告の給与及び動産物、不動産の差押えを執行官立会いのもと強制執行し、「執行証書の交付」を承諾して頂きます。

4

民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に関しましては、当局にて受け賜りますが、こちら「総合消費者民法特例法」による法務省許可通達書の為、「個人情報保護法」上、ご本人様のご連絡をお願い致します。

尚、当局は原告側からの訴訟通達、また訴訟の正当性を確認する機関であり、当局が貴殿に対し訴訟を提起するものではありません。予め、ご了承下さい。

※最近、架空請求業者の新しい手口として少額訴訟手続(少額訴訟は一日で判決が出てしまう為、放置してしまうと欠席裁判となり原告側の言い分通りの判決が出される)を利用し、実際に訴訟を提起する事例もございます。

5

万が一、身に覚えが無い場合、早急にご連絡下さい。

6

裁判取り下げ最終期日 本書到達後3日以内

03-0000-XXXX

平日 9:00 ~ 18:00

7

〒105-0000 東京都港区〇〇町×丁目×番

8

法務省管理法人 国民〇〇生活センター訴訟窓口

まとめ



架空請求はがきは、よく確認すると事実ではない事が書かれており、法律用語なども架空の場合が多いですから、少しでも疑問に思った時は放置して様子を見ましょう。

こちらから電話をすると、電話番号などの個人情報を知られるほか、不安をあおられたり、脅迫的なことをいわれたりして代金を請求される場合があります。

架空請求は、はがきの他に文書やメールで届く場合があります。内容に疑問や不安を感じた場合は、すぐに消費生活センターへご相談ください。

# くらしの危険～これからの季節、注意してください～

## ◆車のパワーウィンドウによる事故



行楽シーズンの秋を迎え、家族で車を使って出かけることが多くなるかと思えます。車の窓を開けると秋の風が心地よいですが、窓を閉める際に指や手を挟み込み、けがを負う事故が起きています。

### 事例 1

子供がパワーウィンドウのスイッチをいたずらして手を挟んだ。

### 事例 2

パワーウィンドウの安全装置が働かず、指を骨折した。

車の窓を自動で閉めるパワーウィンドウ機能は大変便利ですが、使用する際は以下の点に気を付けましょう。

- パワーウィンドウの操作は、必ず同乗者の安全を確認してから行いましょう。
- 低年齢の子供には、パワーウィンドウ機能が操作できないよう、パワーウィンドウのロックスイッチを活用しましょう。
- 車を購入する際は、全席に挟み込み防止機能が装備されたものの購入を検討しましょう。

## ◆電気ケトルによる火傷



これから寒い季節を迎え、電気ケトルを使ってお湯を沸かす機会が増えますが、お湯を沸かしたケトルの転倒・落下により、乳幼児が熱傷を負う事故が起きています。

### 事例

電気ケトルを居間の床に置いていたところ、乳児が電気ケトルを倒してしまい、熱湯に触れ、両手に熱傷を負った。

乳幼児は大人と比較して体表面積が小さく、皮膚も薄いため、熱傷を負った場合に重症化しやすいとされています。電気ケトルは必要な時に必要な量だけお湯を沸かすことができ大変便利ですが、使用時は以下の点に注意しましょう。

- 乳幼児の手の届かない場所で使用しましょう。
- 乳幼児のいる家庭では、お湯漏れ防止機能付きのものを使いましょう。

※事例とアドバイスは国民生活センター発行「くらしの危険」309号・311号をもとに作成したものです。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(土・日、祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階) ☎23-1161 ●

# 消費生活

No. 111  
平成27年1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



## ●住宅リフォームトラブル ～悪質なリフォーム業者にご用心～

**お知らせ** 第42回消費生活展を開催します。

**お知らせ** 平成27年度消費生活モニターを募集します。

## 第2回消費者講座を開催しました



12月18日(木)に、花王株式会社 生活者コミュニケーションセンターの持齋 康弘氏を講師に迎え、「おそうじのコツを学び、年末の大そうじに備えよう」をテーマに講座を開催しました。洗剤が油污れを落とす仕組みを知る実験等を行うとともに、場所別のおそうじのコツやおそうじの時間短縮の技を学びました。



洗剤が油を浮かせる様子を観察



# 住宅リフォームトラブル

～悪質なリフォーム業者にご用心～

消費生活センターに寄せられる住宅リフォームの相談件数は増加しています。  
悪質業者とのトラブルに注意が必要です。

## 事例①

### 訪問販売による屋根工事契約

業者が来訪し「近所で工事をしているが、お宅の屋根瓦の傾きが気になる。無料で見てあげる」と言われた。点検後、「瓦が浮いている。このままだと雨漏りするので、早急に工事が必要だ。」と言われ、50万円の屋根工事の契約をした。しかし、冷静になった今考えると契約を急ぎすぎたような気がする。

## 事例③

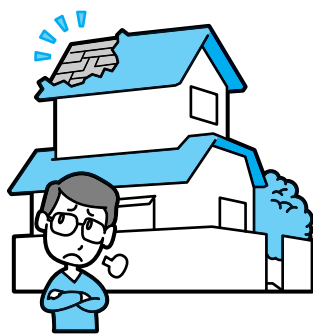
### 業者から「破産した。」と連絡があり工事が放置された

リフォーム業者に増改築を依頼し、工事代金の7割を支払ったが、途中から工事が滞り、引き渡し予定日を過ぎても完成しなかった。業者に苦情を伝えると「多額の借金を抱え、破産手続き中だ。」と言われた。工事が途中で放棄され、仕方なく別業者に工事を依頼せざるを得なくなった。

## 事例②

### 火災保険による屋根工事契約

台風後、業者が来訪し「屋根の一部が壊れている。火災保険の保険金で屋根の修繕が出来るので、費用はかからない。保険の申請はこちらでやるがどうか。」と勧誘された。本当か。



## 事例④

### 認知症高齢者のリフォーム工事トラブル

認知症の親が業者に言われるまま、次々とリフォーム工事契約をしていることが、介護担当者からの連絡で分かった。家の中を確認したところ、複数のリフォーム工事の契約書が出てきた。高額で必要がない工事なので解約したい。

住まいるダイヤル

ホームページ <https://www.chord.or.jp/>

**(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター**

☎(0570)016-100 平日10時～17時(祝休日、年末年始を除く)

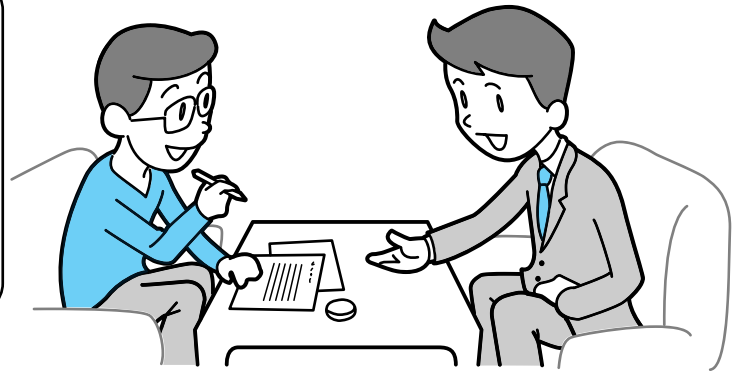
PHSまたは一部のIP電話からは ☎03-3556-5147

住宅リフォームをはじめ住宅に関することなら何でも、一級建築士の相談員が相談に応じます。また、弁護士と建築士による面接相談やリフォーム契約前の見積書について見積チェックサービスを受けることができます。





**トラブルにあわないためには**



### ○信頼できる業者を選ぶ

自分が目指すリフォームと事業者の業務内容が合致しているか、施工実績や地元での評判はどうかなどを考慮しましょう。

事例②のような相談では、契約後の工事内容がずさんだったり、契約をしたのに保険金が下りなかったりするトラブルが起きています。自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で保険会社や代理店に連絡を取り、保険金支払いの対象となるのかや、申請方法などを確認しましょう。

### ○数社から見積もりを取り、比較検討する

内容を具体的に伝え、同じ条件で見積もりを依頼しましょう。その際、複数業者への見積もり依頼であることや、無料で協力してもらえる範囲の依頼であることも伝えます。資材・工程・費用の妥当性や合理性については建築士などの専門家や「住まいるダイヤル」などの公的相談窓口で事前にチェックしましょう。

### ○契約書を取り交わす

口約束だけでリフォームをせず、事前に契約書や見積もり書、契約約款、設計図や仕様書などの書類を受け取り、確認してから契約しましょう。

### ○費用の全額前払いは避ける

工事の段階に応じて分割して支払う場合も、出来るだけ完成後の支払いを主とした契約にしましょう。

### ○訪問販売や電話勧誘販売によるクーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘販売でリフォーム工事契約をした場合、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフが出来ます。必ず書面で通知しましょう。

事例④の相談のように認知症の高齢者の場合、被害が表面化するまで時間がかかり、被害が拡大してしまうこともあります。家族や身近な人の見守りが不可欠です。判断力が低下した場合は、成年後見制度の利用も検討してみましょう。

ホームページ <http://kashihoken.or.jp/insurance/reform/>

## (一社)住宅瑕疵担保責任保険協会

事業者を選ぶ際に参考となるサイトの一つで、リフォーム瑕疵保険(※)に登録している事業者を検索できます。

※検査と保障がセットになった保険で、リフォーム工事請負業者が加入します。加入していることで、リフォーム工事箇所に瑕疵(欠陥)が見つかった場合に、補修費用等が保険金として業者に支払われます。また、業者が倒産等している場合でも、発注者が保険法人に直接保険金を請求することができます。

# 第42回 成田市消費生活展

## 広げよう 消費者の輪 ～安全で安心なくらしのために～

消費者の暮らしのヒントがいっぱいの消費生活展を開催します。会場を回れば賢い消費者になれること間違いなし!ぜひお越しください。



**日時** 平成27年 2月21日(土)・22日(日)  
午前10時～午後4時

**会場** ユアエルム成田店 1階センタープラザ  
(成田市公津の杜4-5-3)  
※会場にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

**内容** 各出展団体によるパネル展示・PRコーナー  
クイズに答えて巡る「スタンプラリー」  
うなりくん風船のプレゼント



## 平成27年度の「成田市消費生活モニター」を募集します

消費生活モニターは、消費生活に関する学習会や意見交換を中心とするモニター会議(毎月1回程度)や工場視察などに参加し、かしこい消費者になることを目指すものです。また、地域の消費者のリーダーとして、得た知識や情報を広く啓発することも重要な役目です。



悪質商法に関する学習会の様子

**募集人数** 12名以内(選考あり)

**申込期限** 2月27日(金)

**申込方法** 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、成田市役所商工課に直接提出してください。  
申込書及び募集要項を希望される方は、商工課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/shoko/index.html>)または商工課(Tel:20-1622)までご連絡ください。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時/月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階) 23-1161 ●

# 消費生活

# No. 112

平成27年3月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



## ●若者に多い消費者トラブル

お知らせ PSマーク制度をご存知ですか？

## 第42回消費生活展を開催しました!



うなりくんが遊びにきました!



クイズに挑戦!



2月21日(土)・22日(日)の2日間、ユアエルム成田店1階センタープラザにて、「第42回成田市消費生活展」を開催しました。

今回は「広げよう 消費者の輪 ～安全で安心なくらしのために～」をテーマに、来場された方々へ、消費者トラブル、環境、ガス、電気といった暮らしに役立つ情報を紹介しました。また、クイズに答えてスタンプを集めるスタンプラリーを行い、多くの方に参加していただきました。



スタンプラリー参加者へ  
花苗のプレゼント



# 若者に多い消費者トラブル

4月は新しいスタートと出会いの季節です。新生活にともなって10代～20代の経験の浅い若者を狙う悪質商法が待ち構えています。特に最近多い被害について紹介します。



## 大学生がターゲット！ 借金をさせて高額な投資用DVDを購入させる

いわゆる「マルチ商法」。友達などに、「必ず儲かる」などと誘われて販売組織に入会した人が、さらに別の人を加入させると利益が得られるという商法です。入会時の説明と違い、実際はなかなか新規加入の契約が取れず、商品を購入するためのローンが残ったり、勧誘行為によって人間関係を壊す場合もあります。



### 事例

高校の先輩から「儲かる投資システムがある」と言われ、喫茶店で投資システム会社の人も合流して、稼いでいる話を聞かされた。「投資をするにはDVDソフトの購入が必要。」と勧誘され、お金がないと断ったが、「ソフトを使えばすぐ元が取れる」と言われ、結局先輩に言われた通り指定された学生ローン複数社から「車を買う」という名目で合計60万円を借りてソフトを購入した。しかし、ソフトはよくわからないし投資をしても全く儲からず、ローンの返済が大変なのでシステム会社の人に文句を言ったところ、「新たに人を紹介すると10万円もらえるから、紹介すれば問題ない」と説明があった。しかし、自分は投資に興味があっただけで、人を紹介して紹介料を得ようとは思わない。解約・返金してほしい。

- アドバイス** ◆友人や先輩など親しい人から「儲かる投資話がある」などと勧誘されても、安易に契約するのはやめましょう。クーリング・オフ期間内であれば、無条件で解約することができます。
- ◆決して無理な借金をしてはいけません。
  - ◆紹介料を得るために、無理に友人を勧誘すると、その人との関係を壊したり、金銭トラブルになる恐れもあります。
  - ◆困った時、心配な時はなるべく早く消費生活センターに相談しましょう。





# 無登録業者との契約は行わないで! 海外業者とのバイナリーオプション取引

投資関係のブログで「儲かる」という書き込みを見て、海外業者とバイナリーオプションの取引を開始したが、出金を求めても応じてもらえない、という相談が多くなっています。

バイナリーオプション取引は、為替相場等が上がるか下がるかを予想し、当たれば一定額を受け取り、外れれば投資したオプション料の全額を失うというリスクが高い取引です。短期間に繰り返し取引することができるため、気付かないうちに損失が大きくなることもあります。

日本の顧客との間で金融商品の取引を行う業者は、海外業者も含め、金融庁に登録する必要があります。登録を受けずに金融商品取引業を行うことは禁止されています。



## 事例

- ①簡単に儲かると言われたが、全く儲からない。
- ②途中でやめようと思い連絡したが、解約には免許証、クレジットカードの両面の写真が必要と言われた。言われるままに送ったが連絡が取れなくなり、お金も戻ってこない。
- ③利益が出て儲かっているが、業者取引口座からの出金を求めても応じてもらえない。

**アドバイス** ◆無登録業者の場合、儲かっても儲からなくてもお金を払うばかりで損をするようになっていきます。利益が出ても様々な条件を付け、最後は連絡がつかなくなるため、儲けを手にすることができないばかりか、元手の回収もできません。

◆バイナリーオプション取引は、為替相場が上がるか下がるかを予想する簡単な取引に見えますが、登録された業者との取引であってもリスクが高く、短期間に繰り返し取引した場合、損失額が大きくなる恐れがあることを理解した上で、余裕のある資金で行いましょう。



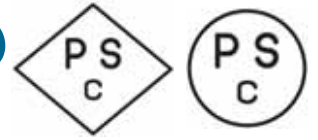
## これだけは 覚えておいて!

- ① 安易に信用しない。
- ② その場で契約しない。
- ③ 困ったときには  
すぐ相談する。



「うまい話には裏がある」、世の中そんなにうまい話はありません。

# PSマーク制度をご存知ですか？



私たちの身の回りの製品についているPSマークをご存知ですか？ PSマークがついた製品は、消費者が安全に使用できるよう、国が定めた一定の技術基準を満たしていることを意味しています。PSマークの表示が必要な製品やその概要について紹介します。

## 消費生活用製品

市場で一般消費者に販売されている製品のうち、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれがある特定の製品については、「PSCマーク」がないと販売できません。

## 電気用品

一般家庭、商店、事務所等で使用される電気用品であって、政令で定められている製品は、「PSEマーク」、事業者名、定格電圧、定格消費電力等の表示がないと販売できません。









## 都市ガス用器具

都市ガス用の器具のうち特定の製品は、「PSTGマーク」がないと販売できません。

## 液化石油ガス(LPガス)用器具

液化石油ガス(LPガス)用の器具等のうち特定の製品は、「PSLPGマーク」がないと販売できません。

なお、PSマークは、登録検査機関による認証が必要なひし形のもの、自社で基準に適合しているか確認する必要がある丸形のものがあります。対象となる具体的な製品は下表の通りです。

	対象製品(規制法律)	登録検査機関による 第三者認証が必要	自己適合確認で対応
製品安全4法	消費生活用製品 (消費生活用製品安全法)	特別特定製品【4品目】  乳幼児用ベッド、レーザーポインター、浴槽用温水循環器、ライター	特別特定製品以外の特定製品【6品目】  乗車用ヘルメット、家庭用圧力鍋及び圧力がま、登山用ロープ、石油ストーブ、石油給湯器、石油ふろがま
	電気用品 (電気用品安全法)	特定電気用品【116品目】  電気温水器、温度ヒューズ、差込みプラグ、コンセント、携帯用発電機、電動式おもちゃ等	特定電気用品以外の電気用品【341品目】  電気ストーブ、電気冷蔵庫、電機洗濯機、扇風機、LEDランプ等
	都市ガス用器具 (ガス事業法)	特定ガス用品【4品目】  ガス瞬間湯沸器 <sup>(※)</sup> 、ガスストーブ <sup>(※)</sup> 、ガスバーナー付ふろがま <sup>(※)</sup> 、ガスふろバーナー <sup>(※)</sup> ：半密閉燃焼式	特定ガス用品以外のガス用品【4品目】  ガスこんろ、ガス瞬間湯沸器 <sup>(※)</sup> 、ガスストーブ <sup>(※)</sup> 、ガスバーナー付ふろがま(密閉燃焼式、屋外式) <sup>(※)</sup> ：開放燃焼式、密閉燃焼式、屋外式
	液化石油ガス(LPガス)用器具 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	特定液化石油ガス器具等【7品目】  半密閉燃焼式液化石油ガス用瞬間湯沸器 <sup>(※)</sup> 、カートリッジガスこんろ、ふろがま、液化石油ガス用ガス栓等	特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等【9品目】  一般ガスこんろ、調整器、液化石油ガス用瞬間湯沸器 <sup>(※)</sup> 、液化石油ガス用ストーブ <sup>(※)</sup> 、液化石油ガス用ガス漏れ警報器等 <sup>(※)</sup> ：開放燃焼式、密閉燃焼式、屋外式

PSマークのない旧型製品等で製品事故が起きています。ご自宅のこれらの製品にPSマークがついているか確認しましょう。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階) 23-1161 ●

消費生活相談

# Q&A

## 商品が届かない！ ネット通販トラブル

**Q** インターネットで検索した通販サイトでバッグを注文しました。指定された個人名の口座に代金を振り込みましたが、1カ月過ぎても商品が届きません。問い合わせのメールを送っても返信がなく、ほかの連絡先も分かりません。返金してもらえますでしょうか。

**A** 返金の可能性は低いです。インターネット通販では、店舗や実際の商品を確認することができません。事業所の所在地や電話番号が不明・架空の場合、トラブル後に業者とメールで連絡が取れなくなると、返金交渉ができなくなります。

トラブルに遭わないためには、申し込む前に信頼できるサ



イトかどうかよく確認することが重要です。次のようなサイトでの商品の購入は避けましょう。

- ほかの通販サイトでは売り切れている商品がそろっていて、一般に流通している価格より安い
- ホームページの日本語が不自然、または使われている字に通常使用されない日字体がある
- 会社概要に業者の名称、代表者または責任者の氏名、事業所の所在地、電話番号・メールアドレスなどの連絡先の記載がない(または一部しか記載がない)
- 代金の振込先が会社名を含まない個人名のみで、支払方法が前払いのみである

トラブルになった場合は、すぐに振込先の銀行と警察に相談してください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

消費生活相談

# Q&A

## 消火器の点検をかたった 訪問販売にご注意を

**Q** 「消火器の点検・交換に来た」という業者が自宅に来て、点検後、新しい消火器の購入を勧められました。そのときは必要だと思い契約しましたが、よく考えると価格が高かったので、解約したいと思います。今からでも可能でしょうか。

**A** 消費者が訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取ってから8日以内に書面で申し出れば、無条件で解約することができます(クーリングオフ制度)。また、この期間を過ぎていても、勧誘方法に問題があれば解約できる場合もありますので、すぐに消費生活センターに相談してください。

「消火器の点検と言われ、話を聞くと業者の勧誘だったが、行政機関と関係があるのか」という相談が、秋から冬にかけて数多く消費生活センターに寄せられています。

消防署などの行政機関では、個人宅を訪問して消火器の点検をしたり、交換を勧めたりすることはありません。また、

共同住宅を除く一般の住宅には消火器の設置義務はありません。万一の場合に備えて消火器を購入するときは、販売店によって価格もさまざまなので、よく調べて納得した上で購入しましょう。

住宅用消火器は、薬剤の詰め替えができません。本体に表示されている使用期限が過ぎたら、できるだけ早く新しいものと交換し、破裂事故などを防止しましょう。また、期限内であってもさびや傷、キャップの変形・緩みなどが見つかった場合は使用せず、点検または廃棄しましょう。

消火器を廃棄するときは、消防設備取扱店などの販売店に問い合わせてください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談

# Q&A

## 「ボタン電池」などの 誤飲事故にご注意を

**Q** 2歳の息子がおもちゃで遊んでいたところ、ちょっと目を離した際に、おもちゃの中に入っていたボタン電池を口に含んでいました。すぐに吐き出させて診察を受け、大事には至りませんでした。今後は子どもの身の回りの物に注意しようと思いますが、誤飲事故が多いのはどのような物でしょうか。

**A** 最近、子どもが身の回りにある物を誤って飲み込んでしまう事故が増えています。ボタン電池のほかに、たばこの吸い殻やカプセル型の洗剤、色・形・香りが食べ物のような入浴剤なども誤飲事故が多く、注意が必要です。

中でもボタン電池は、リモコン、キッチンタイマー、体温計、おもちゃなど身の回りのさまざまな物に使用されています。ボタン電池を飲んでしまうと、放電で起こる化学やけどによって消化管に穴が開いたり、潰瘍ができたりするなど、重大な健康被害を及ぼす場合があります。

事故を防ぐために、誤飲しやすい物は、子どもの手の届かない場所に保管し、使用中も子どもから目を離さないようにしましょう。また、子どもは大人に比べ目線が低いため、床に落ちている物を見つけて口に入れる可能性もあります。日ごろから部屋を整理整頓し、子どもの目線で室内の状況を確認しましょう。

そして、万が一子どもが物を誤飲した場合は、すぐに医師の診察を受けましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



## ○成田市消費生活モニター設置規則

昭和 56 年 11 月 4 日

規則第 46 号

### (設置)

第 1 条 本市は、消費行政を推進するに当たり、消費者の実態及び意見、要望等を把握するため、成田市消費生活モニター（以下「モニター」という。）を置く。

### (職務)

第 2 条 モニターは、消費生活に関して、次の職務を行うものとする。

- (1) 市が行うアンケート調査に協力すること。
- (2) 市民の意見、要望等を随時市に報告すること。
- (3) 情報を提供すること。
- (4) 各種研修会等に出席すること。

### (定数)

第 3 条 モニターの定数は、20 人以内とし、その内訳は、次のとおりとする。

- (1) 一般公募による者 12 人以内
- (2) 市長の推選による者 8 人以内

### (任期)

第 4 条 モニターの任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 モニターが欠けた場合の補欠モニターの任期は、前任者の残任期間とする。

### (資格)

第 5 条 モニターになることができる者は、本市に住所を有する 20 歳以上の消費者とする。

### (申込み)

第 6 条 一般公募によるモニターになろうとする者は、消費生活モニター申込書（別記様式）により、市長に申し込まなければならない。

### (委嘱)

第 7 条 市長は、前条の規定による申込みのあった者のうちから次の各号に掲げる事項に留意し、モニターを委嘱するものとする。

- (1) 年齢、世帯主の職業及び居住地域の偏重を避けること。
- (2) 消費生活に対し関心が深いと認められること。

(周知等)

第8条 市長は、モニターを委嘱したときは、モニターの氏名及び住所等を市民に周知させるものとする。

(服務)

第9条 モニターは、職務の遂行に際して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その者がモニターでなくなった後も同様とする。

- 2 モニターは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 3 モニターは、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(解職)

第10条 市長は、モニターが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、解職することができる。

- (1) モニターが、他の市町村に転出したとき。
- (2) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 業務を怠り、又は前条の規定に違反したとき。
- (4) その他、モニターとしてふさわしくない非行があったとき。

(必要な措置)

第11条 市長は、モニターから報告された情報、意見等を検討し、必要があると認めるときは、必要な措置をとるものとする。

(庶務)

第12条 モニターに関する庶務は、消費対策主管課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 成田市消費生活モニター設置要綱（昭和49年告示第26号）に基づいてなされた申込み、委嘱その他の行為は、それぞれこの規則に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成5年12月22日規則第51号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

## 成田市消費生活センターの設置及び運営に関する要領

### (設 置)

第1条 本市は、市民の消費生活の安定及び向上に資するため、成田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を成田市花崎町760番地に設置する。

### (業 務)

#### 第2条

1 消費生活センターにおいて行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活に係る相談及び苦情の処理に関すること。
- (2) 消費生活に係る知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) その他消費生活の安定向上に関すること。

2 本市は、消費生活センターの業務を行うにあたり、成田市消費生活相談員を置く。

### (相談受付時間及び休所日)

第3条 消費生活センターの相談受付時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 相談受付時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。
- (2) 休所日

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 1月2日、1月3日、及び12月29日から12月31日までの日

### (業務の対象)

第4条 消費生活センターは、本市に住所を有し、又は勤務、就学する者を対象として業務を行うこととする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### (職 員)

#### 第5条

1 消費生活センターに次の職を置く。

- (1) 所長
- (2) 成田市消費生活相談員

2 所長の職は、消費者行政主管課長の職にある者をもって充てる。

3 成田市消費生活相談員は、別の定めるところにより、消費生活センターの業務を行う。

第6条 消費生活センターに関する庶務は、消費者行政主管課において処理する。

### 附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

### 附 則

この附則は、平成元年9月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成2年9月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成5年2月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成22年4月1日から施行する。

## 成田市消費生活相談員の設置等に関する要領

### (目 的)

第1条 本市は、市民の消費生活の安定及び向上に資するため、成田市消費生活相談員（以下、「相談員」という。）を置く。

### (職 務)

第2条 相談員は、「成田市消費生活センターの設置及び運営に関する要領」第2条第1項に規定する業務に当たるものとする。

### (資格要件等)

第3条 相談員は、消費生活の安定向上に理解と熱意を有し、かつ次の各号のいずれかに該当する資格を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 独立行政法人国民生活センターが認定する消費生活専門相談員
- (2) 財団法人日本産業協会が認定する消費生活アドバイザー
- (3) 財団法人日本消費者協会が認定する消費生活コンサルタント

### (身 分)

第4条 相談員は、非常勤の特別職とする。

### (定 員)

第5条 相談員の定数は、5名以内とする。

### (任 期)

第6条

- 1 相談員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 相談員が欠けた場合における補欠相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (勤務時間等)

第7条 相談員の勤務日数は、1週間3日以内とし、1日の勤務時間は6時間以内とする。ただし、所長が特に必要があると認められたときは、この限りでない。

### (勤務場所)

第8条 相談員の勤務場所は、原則として消費生活センターとする。

### (報酬及び費用弁償)

第9条 相談員の報酬及び費用弁償は、「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第19号）」に定めるところによる。

### (服 務 等)

第10条

- 1 相談員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 2 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 相談員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例及び規則等を遵守し、かつ上司の職務上の命令に従わなければならない。

### (委 任)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。





平成26年度消費者行政の概要

発行：成田市

編集：経済部商工課

〒286-8585

成田市花崎町760番地

TEL 0476-20-1622

発行日：2015.07

登録番号：成商工15-011